

# 浄化槽は適正な維持管理・法定検査を！



## 浄化槽で きれいな水を自然に返そう

浄化槽は、微生物などの働きを利用して水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要で、法律により実施が義務付けられています。

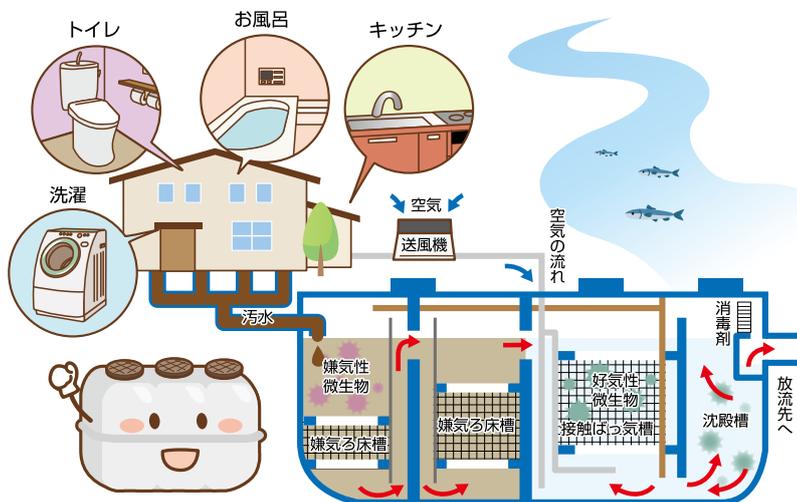
適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽の正しい使用をお願いします。

### 保守点検

浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行うほか、消毒剤を定期的に補充します。

◆10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。  
◆県ホームページに掲載している

### 浄化槽はきれいな水を自然に返します



保守点検業者に委託してください。

### 清掃

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取ります。

◆年に1回以上（全ばつ気方式は6か月に1回以上）行う必要があります。

◆許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

### 法定検査

浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

◆最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に行う必要があります、その後は毎年1回行う必要があります。

◆県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（0297-2914004）にお申し込みください。

◆法定検査を受けていないご家庭には、県から指導文書が送付されています。

### 一括契約システム

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

◆一括契約については、保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

### 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れ量を8分の1に減らせます。

### 合併処理浄化槽設置補助金

- 新築または転換【上限額】
  - 5人槽設置（1基） 332,000円
  - 7人槽設置（1基） 414,000円
  - 10人槽設置（1基） 548,000円
  - 転換のみ【上限額】
  - 単独処理浄化槽撤去 120,000円
  - くみ取り槽撤去 90,000円
  - 転換に伴う配管工事 300,000円
- ※すでに合併処理浄化槽をお使いの方は対象外。詳細は市生活環境課へお問い合わせください。

### 茨城県環境対策課

0296(301)20600

### 坂東市生活環境課

0297(21)21809

▼メールで「有料動画の未納料金が発生しています」は架空請求詐欺です